

平成二十四年天栄村告示第四十二号

字の区域の変更について

本村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成二十四年十月十七日

天 栄 村 長 添 田 勝



原本と相違ない事を証明する

平成廿四年拾月拾八日

天栄村長 添田勝 幸

変更調書

新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
牧之内	上細野	牧之内	金井道	26の2、27の2
			金比羅道	10の5、25の2、26
	細野		京谷原	22の3
			影谷地	4の2、4の3、6の7、6の8
			谷地向	4の2、14及びこれらの区域に隣接する道路である村有地の全部
			日高川	41の2、43の5、43の6
			日高川	20の2、21の2、22の2、36の2、42、43の4、45の4、49、51の3及びこれらの区域に隣接する道路である村有地の全部
	坂下		日高川	10の3、11の2、12、52、及びこれらの区域に隣接介在する道路である村有地の全部
	欠ノ下		日高川	3-2、3-3、25-2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である村有地の全部
上黒沢	仲黒沢			